



1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

未就学児に係る均等割額の軽減措置について

国民健康保険に加入している未就学児（6歳に達する日以後の3月31日までにある方）について、均等割額を2分の1減額します。（手続きや申請の必要はありません。）

後期高齢者医療制度の創設に伴う国民健康保険税の軽減等について

①低所得世帯に対する軽減

国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行し国保世帯の被保険者数が減少することで、国民健康保険税の軽減世帯に該当しなくなる場合があります。このため、国民健康保険税の計算に際しては、後期高齢者医療制度に移行した人の所得及び人数も含めて軽減判定を行います。この制度は平成25年度から恒久化されました。（手続きや申請の必要はありません。）

②国保単身世帯に対して平等割額を緩和

国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、国保世帯の被保険者が1人となる世帯について、後期高齢者医療制度に移行後5年間は平等割額（介護分を除く）が半額になり【特定世帯】、その後3年間は平等割額（介護分を除く）が4分の1減額されます【特定継続世帯】。（手続きや申請の必要はありません。）

③被用者保険の旧被扶養者に対する減額措置

被用者保険の旧被扶養者であった65歳以上の人（後期高齢者医療制度がなければ国民健康保険に加入しない人）については、所得割額を課税しません。また、7割軽減、5割軽減に該当しない場合は、均等割額が半額、旧被扶養者のみで構成される世帯は平等割額が半額になります。（手続きや申請の必要はありません。）

非自発的失業者に対する国民健康保険税軽減措置について

倒産・解雇、雇止めなどにより失業されて国民健康保険に加入された65歳未満の人は、離職日の翌日の属する月から、離職日の翌日の属する年度の翌年度末まで、前年の給与所得を100分の30として国民健康保険税額を算定及び軽減判定します。この軽減措置の適用については申告が必要です。

◎ 国民健康保険税について

- （納税義務者）
地方税法第703条の4及び湯沢市国民健康保険条例第3条の規定によって、国民健康保険の被保険者である世帯主及び国民健康保険の被保険者でない世帯主であっても、その世帯内に国民健康保険の被保険者がある場合は、その世帯主（擬制世帯主という。）に国民健康保険税が課されます。
- （課税額）
地方税法第703条の4及び湯沢市国民健康保険条例第4条の規定によって、世帯ごとの国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（医療分）及び後期高齢者支援金等課税額（支援金分）並びに世帯ごとの国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定するものにつき算定した介護納付金課税額（介護分）の合算額です。また、国民健康保険税の課税限度額は、109万円（医療分66万円、支援金分26万円、介護分17万円）ですので、この額を超える部分は超過額になり課税されません。
- （納税義務の発生、消滅等に伴う戻還）
湯沢市国民健康保険条例第15条の規定によって国民健康保険税の賦課期日（4月1日）後に納税義務が発生した者又は賦課期日後に納税義務が消滅した者には、それぞれ月割をもって算定した国民健康保険税が課されます。また、擬制世帯主が普通世帯主となり（この反対の場合を含む。）被保険者資格を取得（被保険者資格を喪失）した場合についても同じです。
- （国民健康保険税の減額）
地方税法第703条の5及び同法施行令第56条の89並びに湯沢市国民健康保険条例第25条の規定によって、所得金額が43万円を超えない場合は10分の7、43万円に被保険者1人について30.5万円を加算した額を超えない場合は10分の5、43万円に被保険者1人について56万円を加算した額を超えない場合は10分の2がそれぞれ均等割額及び平等割額より減額されます。なお、給与・年金所得者が2人以上の場合は、各減額率等に当該給与・年金所得者の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算して計算します。この場合擬制世帯については、擬制世帯主の所得を含めて決定することになります。また、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある場合における当該納税

- 義務者に対して課する均等割額（前記の減額が適用されている場合は、その減額後の均等割額）は、2分の1を減額して得た額となります。
- （滞納した場合の処理）
地方税法第723条の規定によって、納税義務者が納期限までに完納しないときは、納期限の翌日から納入の日までの期間に応じて年14.6%（1月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合を乗じて計算した額の延滞金を加算して徴収されます。延滞金の割合は、各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合）が、年7.3%の割合に満たない場合は、年14.6%の割合にあっては延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合）とします。
 - （戻還に対する審査請求）
納税義務者は、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求することができます。また、この格額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - （督促及び滞納処分）
地方税法第726条及び同法第728条第1項の規定によって納税義務者が、納期限までに完納しないため督促を受け、かつ、この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに督促状に係る徴収金を完納しないときは、滞納処分を受けることとなります。

こんなときには届け出を

届け出は、異動があった日から14日以内にすませましょう。

	こんなとき	持参するもの
国保に入る時	他市区町村から転入して来たとき	転出証明書
	他の健康保険をやめたとき	健保の資格喪失証明書
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	資格確認書又は資格情報のお知らせ、母子手帳
国保をやめるとき	他市区町村へ転出するとき	資格確認書又は資格情報のお知らせ
	他の健康保険に加入したとき	国保と健保の資格確認書又は資格情報のお知らせ
	生活保護を受けることになったとき	資格確認書又は資格情報のお知らせ、保護開始決定通知書
	死亡したとき	資格確認書又は資格情報のお知らせ

	こんなとき	持参するもの
その他	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	資格確認書又は資格情報のお知らせ
	資格確認書又は資格情報のお知らせをなくしたり、よごれて使えなくなったとき	使えなくなった資格確認書又は資格情報のお知らせ
	修学のため、子どもが他の市区町村に転出するとき	資格確認書又は資格情報のお知らせ、在学証明書

- <共通の持ち物>
- 顔写真付きの本人確認書類（運転免許証など）
 - 申請者と対象者のマイナンバーカード又は、マイナンバー（個人番号）の分かるもの

◎上記に関するお問い合わせ先
本庁舎市民課 国保年金班（直通 55-8164）
及び各総合支所窓口